

平成 28 年 8 月吉日

東京都知事
小池 百合子 殿

〒161-0031
東京都新宿区下落合 14-26-1001
特定非営利活動法人、東京肝臓友の会
理事長 赤塚 堯
電話 03-5982-3159

平成 29 年度東京都の肝炎対策に関する要望書

日頃より、肝炎対策についてご理解ご尽力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

私たち東京肝臓友の会は NPO 法人として 2007 年に設立以来、肝炎、肝がん撲滅を目標に、広く一般都民を対象として社会的な諸事業（年間 2000 件を超える病気や治療に関する電話相談、医療講演会開催、会報発行などの情報提供、肝炎ウイルス検診を訴える啓発活動）に取り組み、今後も社会に貢献する事業を実施していく所存です。

さて、国は平成 22 年に施行された「肝炎対策基本法」に基づき、「肝炎対策推進協議会」を設置、本協議会の審議を経て平成 23 年には「肝炎対策に関わる基本的な指針」を、さらに 5 年後にあたる平成 28 年にはその改定版を告示しました。引き続き各自治体において対策の具現化が進められ、東京都においても「東京都肝炎対策指針」に則り、毎年「肝炎対策実施計画」を策定、実施いただいております。

平成 28 年には上部団体である「日本肝臓病患者団体協議会」の国会請願署名が衆議院、参議院両院において採択されました。その項目は「1. ウイルス性肝硬変・肝がん患者に係る医療費助成制度づくりを早急に検討し進めて下さい 2. 既に着手している B 型肝炎ウイルスを排除する治療薬等の研究開発を加速して下さい 3. 潜在する肝炎患者・感染者の早期発見と適切な治療のため、肝炎ウイルス検診を更に促進し、陽性者を受診・治療に結びつけるフォローアップ施策にいつそう力を入れて下さい」です。

一方で肝炎患者の現状は 2 極化が進んでいます。新薬により完治する C 型肝炎患者が増加するなか、治療法がないまま肝硬変、肝がんへ重症化を余儀なくされた患者が、ウイルス排除の道を閉ざされ、医療費助成の対象外で支援を受けられず苦しい闘病生活を続けています。また、肝炎と気づいていない患者が未だ数多く存在、そのような潜在患者を救うためにも検診のさらなる強化が必要であると思われまます。

以上のような肝炎患者を取り巻く実態を踏まえ、さらに国の施策、請願書の採択を鑑み、平成 29 年度東京都予算の編成に当たり、肝炎患者の切実な願いを反映する肝炎対策を、都の新たな独自の施策も合わせてご検討くださることを要望いたします。

「東京都への要望事項」

1. 医療費助成制度等に関して

現在、医療費助成はインターフェロン治療、インターフェロンブリー治療、拡散ア
ナログ製剤治療に限定されています。なかでも C 型肝炎においては重症化した非代
償性肝硬変や肝がん患者は治療の対象にならず、特に再発を繰り返す肝がん患者は、
経済的負担も大きいことから、治療をあきらめてしまう場合も少なくありません。こ
れらの重症化した患者は、願望であるウイルスの排除すらできない状態にあります。

そのような患者を対象に、過去に独自の医療費助成制度を実施してきた東京都に対
して、「ウイルス肝炎受療促進集中戦略」5カ年計画以前に実施されていた「ウイル
ス肝炎総合対策」の「入院医療費助成制度」を、非代償性肝硬変・肝がん患者に対し、
国に先駆けて実施することを要望いたします。

2. 国が定めた「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業」及びコーディネーター
養成に関して

① 「感染を知らないまま存在する肝炎キャリア数」は 77 万人との国の研究報告があ
ります。早期発見、早期治療を促し、肝がんを撲滅するために、肝炎ウイルス検査の
区市町村における受検実態を開示し、今後の受検率向上となお一層の受検勧奨の強化
を要望いたします。

② 「感染を知ったが継続的な受診をしないままいるキャリア」は 53 万人との国の研
究報告があります。陽性者に対するフォローアップの実施が重要とされている中で、
東京都におけるかかりつけ医と専門医との診療連携の現状を開示、今後のさらなる診
療連携と、適切な治療につなげていく具体的なフォローアップシステムを構築、円滑
な実施を要望いたします。

③ 東京都は平成 26 年度新規事業として「肝疾患職域コーディネーター」の養成と、
有効な活用に取り組み始めました。その成果を期待し注視しています。

しかし地域におけるコーディネーターの養成及び活用はきわめて不十分です。地
域コーディネーターは、肝炎の正しい知識の普及、感染予防、受検、受診の促進に
大きな役割が期待されており、コーディネーターの養成と地域に密着した活用は非
常に重要です。

現在の「職域コーディネーター」の活動実態を開示、地域コーディネーターの養

成と活用は区市町村が主体的な役割を果たすため、東京都の指導を強化、具体的な取り組みを始めるよう要望します。

3. 患者支援のための事業に関して

平成 27 年度より NPO 法人東京肝臓友の会に対し、都は相談事業の委託先として事業費用の支援を実施、当会の長年にわたる切なる要望が実現しました。本支援につきましては NPO 法人として主たる事業である相談事業を評価いただけたと大変感謝しています。しかしこの委託期間は平成 28 年度までの 2 年間と限定されています。当会への相談件数は平成 27 年度、2,517 件とまだまだピア相談を頼る患者は多く、ぜひ平成 29 年度も委託事業「肝炎患者のピア相談事業」の継続を要望いたします。